

追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートについて  
(コメント回答)

審査会合でのコメントリスト

No	年月日	質問・コメント等	説明箇所
7	令和2年6月26日	検認後のクリアランス対象物が汚染のおそれのある場所を通過する可能性があることについて、追加汚染が発生しない方法を説明すること。	1～6ページ, 1.～2.の全体

面談でのコメントリスト

No	年月日	質問・コメント等	説明箇所
11	令和2年6月8日	検認後のクリアランス対象物が汚染のおそれのある場所を通過する可能性があるが、追加的な汚染が発生しないことの担保の方法を説明すること。	1～6ページ, 1.～2.の全体

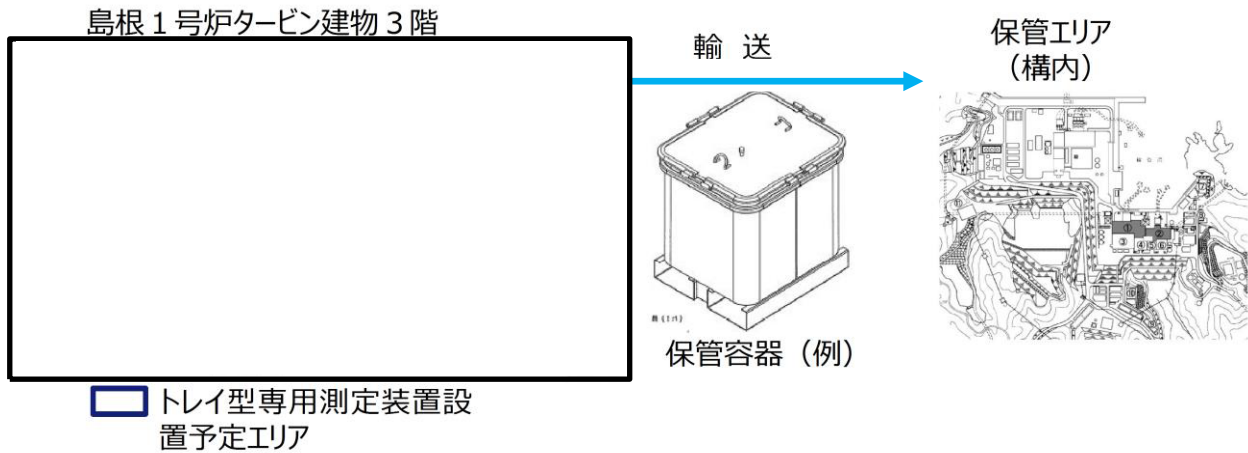
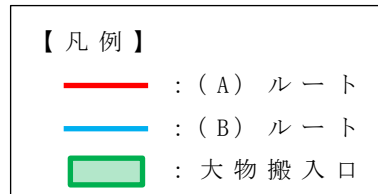
【回答】

使用する保管容器により、追加的な汚染を発生させない方法について以下のとおり説明する。

1. 検認測定後の放射能濃度確認対象物の輸送ルート

検認測定後の放射能濃度確認対象物を充填した保管容器は、第1図のとおり、汚染の恐れのない管理区域であるトレイ型専用測定装置の設置エリア出口からB区域を通過し、大物搬入口で運搬車両に積載し島根原子力発電所構内の保管エリア（非管理区域）に輸送する。

この過程で，検認測定後の放射能濃度確認対象物に追加的な汚染を発生させない方法を以下のとおり説明する。



- (A) ルート：放射能濃度確認対象物の保管容器への充填～大物搬入口への運搬
- (B) ルート：大物搬入口～保管容器の保管エリアへの輸送

第1図 検認測定後の放射能濃度確認対象物の輸送ルート

## 2. 追加的な汚染防止対策

### (1) (A) ルートの追加的な汚染防止対策

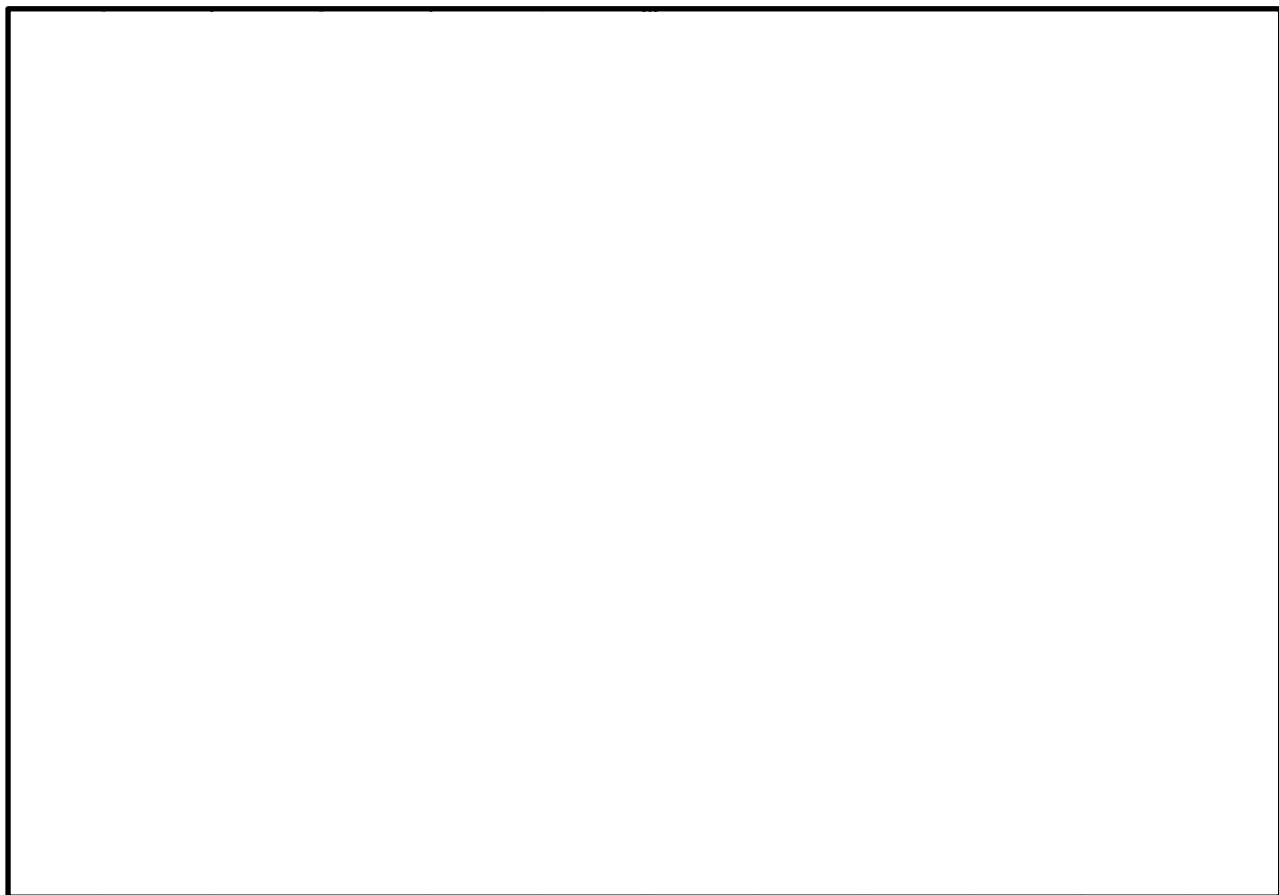
気密性を有する保管容器（第2図「代表的な保管容器の例」）を使用することで、追加的な汚染を防止する。

また、保管容器は、固体廃棄物貯蔵所で使用しているドラム缶と同等の気密性能を有するものを使用する。これにより、汚染の恐れのある管理区域運搬時においても、保管容器内部の放射能濃度確認対象物に追加的な汚染は発生しない。

### 【参考】

固体廃棄物貯蔵所で使用しているドラム缶は、汚染のある放射性廃棄物を充填し、A区域である固体廃棄物貯蔵所にて

保管している。なお，ドラム缶は JIS Z 1600 に基づくものを使用している。



第 2 図 代表的な保管容器の例

(2) (B) ルートの追加的な汚染防止対策

大物搬入口から搬出した後は，非管理区域の輸送ルートを通り，非管理区域である保管エリアで保管するため，保管容器内部の放射能濃度確認対象物に追加的な汚染は発生しない。

(3) 保管容器の開封により発生する追加的な汚染の防止対策

輸送及び保管中は，保管容器が開封されていないことが確認できる措置を講じることにより追加的な汚染を防止する。

保管容器が開封されていないことを確認する方法として，第 3 図「代表的なセキュリティシールの例」に示すセキュリティシー

ル等を使用する。保管容器に放射能濃度確認対象物を封入後にセキュリティシールは貼り付け、意図せず開封されていないことを確認する。

保管容器の開封は規則第4条の放射能濃度確認証の交付を受けた後に実施するが、万が一、それまでにセキュリティシールが剥がされていることを確認した場合、開封により追加的な汚染があったとみなし、再度トレイ型専用測定装置による測定及び評価を実施する。なお、交付後はセキュリティシールを剥がすが、剥がした後に「開封済み」等の文字が残るため、開封年月日や開封状況等を記録に残し保管容器を再利用する。

保管容器は、4箇所ボルト締めによる開封防止可能な構造であるが、輸送及び保管中に開封されていないことを確認することで、保管容器内部の放射能濃度確認対象物に追加的な汚染がないことを確認する。

以上の対策を行うことで、検認測定後の放射能濃度確認対象物に追加的な汚染を生じさせない運用とする。



第3図 代表的なセキュリティシールの例

### 3. 審査基準との適合性

審査基準は、「追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートを選定すること等の措置を講ずること」とあり、検認測定後の放射能濃度確認対象物に対して、放射性物質による追加的な汚染を防止することが求められている。

「2. 追加的な汚染防止対策」に示す追加的な汚染防止対策を実施することにより、検認測定後の放射能濃度確認対象物に対して、放射性物質による追加的な汚染を防止することが可能である。

以 上